

事業者の皆さん**準備**は出来ていますか!?

消費税インボイス制度 電子帳簿保存法改正 対策セミナー

- インボイス制度って何？
- 消費税免税事業者だから当社には関係ないよ。
- 親会社からは何も言われていないよ。
- 仕入先・外注先が消費税を支払ってるかなんて聞けないよ。



こんな方は
ご参加下さい！

令和5年10月1日より「適格請求書等保存方式（通称インボイス制度）」が開始されます。開始時期に登録する為の申請期限が令和5年3月31日と迫って来ています。

全事業所、消費税の課税事業者・免税事業者にとっても影響（取引・売上・納税）がある制度です。制度導入に伴い準備や対策が必要となります。制度の理解を深め準備に取り掛かりましょう。

日時 令和4年8月23日（火） 18:30～20:30

講師 坂下太一税理士事務所 税理士 坂下太一 氏

場所 浜名商工会舞阪会館 2F 浜松市西区舞阪町舞阪798

定員 30名（先着）

連絡先（当日）
070-1203-0129

参加無料



◆講習内容◆

- ・インボイス制度「消費税適格請求書等保存方式の概要」
- ・インボイス制度導入の注意点・・・（導入スケジュール・申請書の書き方）
- ・電子帳簿保存法改正について・・・（対象となる企業・帳簿・書類とは）
- ・導入前に準備しておく事

～消費税インボイス制度・電子帳簿保存法改正 対策セミナー 参加申込書～

事業所名			
参加者名		電話番号	